

リハビリセンターひのき契約書

_____様（以下、「利用者」という。）と特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院 リハビリセンターひのき（以下、「事業者」という。）は、介護給付又は予防給付の対象となる通所リハビリテーションサービス（以下、通所リハビリテーションサービス）において、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対して介護保険等の関連法令の趣旨およびこの契約書に従って、利用者が居宅において、その能力に応じ可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して支援することを目的として、通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者は事業者に対して、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約書の契約期間は、 年 月 日から利用者の要支援・要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間の満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護予防通所リハビリテーション計画・通所リハビリテーション計画）

- 1 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画又は居宅サービス計画（以下、ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の介護予防通所リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画（以下、通所リハビリテーション計画）を作成するものとします。
- 2 サービス提供時間や回数の程度、実施内容については、前項の通所リハビリテーション計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化、ケアプランに位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されていない場合でも、通所リハビリテーション計画の作成を行います。その場合に事業者は、利用者に対して介護予防支援事業者を紹介する等、ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 4 事業者は、通所リハビリテーション計画について、利用者及びその家族等に対して説明し決定します。
- 5 事業者は、利用者に係るケアプランが変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、通所リハビリテーション計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所リハビリテーション計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、通所リハビリテーション計画を変更するものとします。
- 6 事業者は、通所リハビリテーション計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認します。

第4条（通所リハビリテーションサービスの提供場所・内容）

- 1 通所リハビリテーションサービスの提供場所は、リハビリセンターひのきです。
所在地および設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた通所リハビリテーション計画に沿って機能訓練等を提供します。事業者は、通所リハビリテーションサービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、所定のサービス提供記録に提供したサービスの内容等必要事項を記入し、通所リハビリテーション計画書に利用者の確認を受けることとします。
- 2 利用者が、その判断能力から前項の確認をする事が出来ない場合は、利用者の成年後見人、任意後見人、代理人または、ご家族等から確認を得るものとします。
- 3 事業者は、通所リハビリテーションサービスに関する記録を作成することとし、この契約の終了後（最終利用月）2年間保存します。
- 4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する第1項に定めた記録の閲覧及び写しの交付を受けることができます。尚、記録の開示請求を行う場合は、別に定める書式を持って請求するものとし、別途手数料がかかります。また、ご家族又はその他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他の必要と認められる場合に限りこれに応じます。

第6条（医療体制）

事業者は、配置の医師及び看護職員に常に利用者の健康状態に注意させ、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるよう誠意を持って指導いたします。

第7条（料金）

- 1 利用者はサービスの対価として【重要事項説明書】に定める通所リハビリテーションサービス利用単位の料金をもとに算定された月毎の利用者負担額を支払います。
- 2 事業者は、利用者に対し翌月15日前後に明細書を付した当月分の請求書及び前月分の領収証をお渡しいたします。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を翌月28日に口座振替で、または、翌月末までに現金で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。
- 5 利用者は、諸経費が発生した場合には同意の上、実費を事業者に支払います。

第8条（利用料金の変更）

- 1 利用料金は、介護保険法関連法令及び、告示等に基づいて定められるため、契約期間中に介護保険法関連法令が、改正された場合には改正後の金額を適用します。
- 2 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および実費相当額の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

- 3 利用料金に変更になる場合は、新たな料金に基づく【重要事項説明書別紙料金表】を作成し、利用者に説明し、承諾を得て相互に取り交わします。
- 4 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して利用日の7日前までに文書で通知する事により、この契約を解除することができます。

第9条（サービス利用の変更・追加）

- 1 利用者は、事業者申し出る事により、利用期間において通所リハビリテーションサービスの利用を変更、または新たなサービスの利用を追加することができます。
- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合は、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 3 利用者の都合により1ヶ月間サービスを利用しない場合は、事業者は利用日時及び利用日数を相談した上で変更する場合があります。

第10条（サービスの中止）

- 1 利用者が事業者に対して、サービス提供日の前日17時までには通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が、サービス提供日の前日17時までには通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は、第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等又は天候等により利用者の安全が確保できない状況等の理由により、通所リハビリテーションサービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱については、【重要事項説明書】に記載したとおりです。

第11条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、7日間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の急な入院などやむを得ない事情がある場合は、これに該当しません。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の理由に該当した場合は、利用者は文書等で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - 1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - 2) 事業者が守秘義務に反した場合。
 - 3) 事業者が利用者または、家族に対して社会的通念を逸脱する行為を行った場合。
 - 4) 事業者が破産した場合。
- 4 次の理由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - 1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金の支払いを催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合。

- 2) 利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合。
 - 3) 契約締結時に利用者の心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
 - 4) 利用者または家族が、事業者または介護員に対して本契約を継続し難い背信行為及び度重なる不信行為を行った場合。
- 5 次の理由に該当した場合は、自動的にこの契約は終了します。
- 1) 利用者の介護区分が、非該当（自立）と認定された場合。
 - 2) 利用者が介護保険施設等に入所又は医療機関へ入院した場合。
但し、各施設を退所及び退院する期間が明確な場合は、双方の合意により本契約を継続することができます。
 - 3) 利用者が死亡された場合。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者及びその職員は、通所リハビリテーションサービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第13条（事故発生時の対応）

事業者は、通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに関係機関並びに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます。

第14条（賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は利用者に対して賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、次の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

- 1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

- 3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- 4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害及び事故が発生した場合。

第16条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第17条（緊急時の対応）

事業者は、サービス提供時において、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は速やかに家族または、緊急連絡先、主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

第18条（連携）

事業者は、通所リハビリテーションサービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第19条（相談・苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、区市町村、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、通所リハビリテーションサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情等を申し出た事を理由として、不利益な扱いをすることはありません。

第20条（本契約に定めのない項目）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第21条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第22条（留意事項）

認知症等により契約に対する意思能力、判断能力が不十分な利用者との契約については、利用者の成年後見人又は、利用者の家族や身元引受人による代理契約となります。又、利用者に麻痺等があり、利用者本人の署名が得られない場合には、上記の方の署名代行となります。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者は署名、事業者は記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

ご家族 住所 _____

氏名 _____ 続柄 () _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

事業者 所在地 東京都足立区新田2-16-13

事業者名 特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院

事業者番号 13B2100015

代表者名 理事長 柳 沼 征 人 印